

令和6年3月8日

こども未来部こども家庭支援課

児童館の指定管理者制度の新規導入について

児童館について、「江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」及び「江東区児童館条例」に基づき、新たに指定管理者制度による管理運営を行う。

1 対象施設の名称・所在地

施設の名称	施設所在地
江東区塩浜児童館	江東区塩浜二丁目5番20号

2 指定期間

指定期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

3 選定方法

公募による選定

4 施設の決定について

行財政改革計画に基づき、福社会館の指定管理者制度導入に合わせ、併設する児童館においては、効率的な管理運営の面から同一事業者による指定管理者制度を導入する。

また、施設決定にあたっては施設運営の効率化やサービス向上の面等を考慮するなど、総合的に判断した。

5 今後のスケジュールについて（予定）

令和6年5月	指定管理者選定評価委員会で募集要項、選定・評価基準決定
令和6年5月～8月	公募開始、選定作業、指定管理者候補の決定
令和6年9月	第三回区議会定例会において指定議案の提出
令和7年4月	指定管理者による運営開始

6 福社会館との一体運営

塩浜児童館は、福社会館・児童館として、館長等一部職員が兼務するなど一体的な運営をしている。指定管理者制度導入後も、異世代交流の活性化や建物の一体管理による効率化を図るため、福祉部・こども未来部の合同専門部会を設け、指定管理者を選定する。